

案

大阪市消費者保護条例（昭和51年大阪市条例第32号）第13条第1項の規定に基づき、商品の品質表示基準の一部を次のように改正する。次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）のうち、その標記部分が同一のものの改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定のように改め、その標記部分が異なるものの改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものを削る。

改正後			改正前		
別表（第13条関係）			別表（第13条関係）		
品目	表示事項	表示方法	品目	表示事項	表示方法
[削る]			<u>2 調理冷凍食品（食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）別表第19に掲げる調理冷凍食品を除く）</u>	<u>1 原材料配合割合</u>	<u>1 原材料配合割合は、商品名に原材料の一部の名称が付けられた製品にあっては、当該原材料の配合時の標準配合比をパーセントの単位で単位を明記して表示すること。ただし、内容量を数量で表示する製品にあっては、その表示を省略することができる。</u>
				<u>2 使用上の注意</u>	<u>2 使用上の注意は、解凍、調理方法等を表示すること</u>
			<u>2 焼肉のたれ類</u>	略	略
			<u>3 鶏卵（包装されたもの）</u>	略	略
			<u>3</u> [同左]		
			<u>4</u> [同左]		

<u>4</u> 生めん類 (うどん、 そば、中華 めん、ゆで マカロニ、 ゆでスパ ゲッティ、 ソフトスパ ゲッティ式 めん、ぎょ うぎの皮等 及び米粉め んで、包装 されたも の)	略	略	<u>5</u> [同左]
<u>5</u> つくだ煮及 び煮豆 (包 装されたも の)	略	略	<u>6</u> [同左]
<u>6</u> 緑茶 (包装 されたも の)	略	略	<u>7</u> [同左]
<u>7</u> カレールウ (調理済の ものを除く 即席カレー に限る)	略	略	<u>8</u> [同左]
<u>8</u> インスタ ントコーヒー	略	略	<u>9</u> [同左]
<u>9</u> ふりかけ類	略	略	<u>10</u> [同左]
<u>10</u> カットフ ルーツ (包 装されたも の)	略	略	<u>11</u> [同左]
<u>11</u> ラップ フィルム (食品包装 用)	1～8 略	1～8 略	<u>12</u> [同左]

附則

この基準は、令和8年4月1日から施行する。